

●群馬県再生資源物の屋外保管業の事前協議等に関する規程（仮）及び群馬県再生資源物屋外保管事業場の構造及び維持管理等に関する基準（仮）に関する意見募集結果について

※提出された御意見について、趣旨を損なわない範囲で加筆・修正しています。

No.	該当項目	御意見 (要旨)	回答 (意見に対する考え方)	修正 有無
1	規程 第3条 (事業者等の責務)	周辺地域の生活環境の保全並びに施設及び関係市町村における地域計画等について適正な配慮がなされたものとするよう事前に調査遵守しなければならない(第2項)、公害及び事故に対する予防策その他対策を十分講じるよう努めなければならない(第3項)、とあるが、非常に大切なことで、基本であるため徹底すべきです。	規程の運用にあたり、御意見を参考にいたします。	無
2	基準 第4条第7号	隣接地にヤードがあり、毎日の騒音・振動がひどく困っております。 騒音基準の定めのない区域はどうなるのでしょうか。出来れば一定の規制をお願い致します。	騒音告示に定めのない区域にあつては、周辺地域の生活環境保全上の支障が生じないものとして、敷地境界において達成することとした数値が騒音基準となります。	無
3	基準 第6条	午後9時から翌日午前6時までの間には行わないこと(第1号)、とあるが、午後10時から午前5時までに行わないこと、に変更した方がよい。 連続して6日を超えて行わないこと(第3号)、原則として日曜日その他の休日には行わないこと(第4号)、はいかがなものか。日曜日に営業を行わないのは、仕事として不便になり、日曜日の方が忙しいのでは。	群馬県では廃棄物処理施設に対しても同様の基準を定めており、これまでに支障が生じていないことから、同様の基準としております。	無